

第 2 回 更 別 村 議 会 臨 時 会
議 案 資 料

更別村税条例等の一部を改正する条例の改正概要

1. 賦課徴収関係

※該当なし

2. 村民税関係

（1）所得割の課税標準に係る規定の整備

[第 33 条第 3 項関係]

○法改正にあわせて改正

・ 特定大口株主配当等を特定配当等へ追加する規定の追加

※地方税法第 313 条第 12 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

（2）寄附金税額控除の特例控除額に係る規定

[第 34 条の 7 関係]

○法改正にあわせて改正

・ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の追加

※地方税法附則第 5 条の 6 第 3 項・第 4 項

施行日：令和 10 年 1 月 1 日

（3）村民税の申告書の提出を義務づける納税義務者から除外する者に係る規定の整備

[第 36 条の 2 第 1 項関係]

○法律改正にあわせて改正

・ 新たに第 36 条の 3 の 3 第 2 項の追加に伴う規定の整備

※地方税法第 317 条の 2 第 1 項

施行日：令和 9 年 1 月 1 日

（4）個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に記載する事項に係る規定の整備

[第 36 条の 3 の 2 第 1 項関係]

○法律改正にあわせて改正

・ 所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者から除かれる者（第 36 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号に規定する者）に係る規定の整備

・項ズレの反映

※地方税第 317 条の 3 の 2 第 1 項

施行日：令和 9 年 1 月 1 日

(5) 個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載する事項に係る規定の整備

[第 36 条の 3 の 3 第 1 項～第 6 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正

※地方税第 317 条の 3 の 3

施行日：令和 9 年 1 月 1 日

(6) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長

[附則第 6 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・適用期限の延長に伴う規定を整備

※地方税法附則第 4 条の 5 第 3 項

施行日：令和 9 年 1 月 1 日

(7) 個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の整備

[附則第 7 条の 3 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正

※地方税法附則第 5 条の 4

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(8) 個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の整備

[附則第 7 条の 3（現行第 7 条の 3 の 2）関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
- ・適用年限の延長に伴う改正

※地方税法附則第 5 条の 4 の 2

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日※令和 9 年 1 月 1 日：適用年限の延長の部分に限る。）

(9) 寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の整備

[附則第 7 条の 4 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う新設

- ・復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の追加

※地方税法附則第5条の5

施行日：公布の日（適用日：令和8年4月1日）※令和10年1月1日（復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分に限る。）※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備の部分に限る。）

（10）肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例期限の延長

[附則第8条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・租税特別措置法第25条第1項の規定による適用期限の延長に伴う改正

※地方税法附則第6条第4項・第5項

施行日：公布の日（適用日：令和8年4月1日）

（11）個人の村民税の寄附金税額控除に係る規定の整備

[附則第9条の2関係]

○法改正にあわせて改正

※地方税法附則第7条の3第3項・第4項

施行日：令和10年1月1日

（12）上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第16条の3関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第5条の4の削除に伴う（条例附則第7条の3（旧第7条の3の2の改正に係る）所用の改正

※地方税法附則第33条の2第7項

施行日：公布の日（適用日：令和8年4月1日）

（13）土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第16条の4関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第5条の4の削除に伴う（条例附則第7条の3（旧第7条の3の2の改正に係る）所用の改正

※地方税法附則第33条の3第7項

施行日：公布の日（適用日：令和8年4月1日）

(14) 長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 17 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第 5 条の 4 の削除に伴う（条例附則第 7 条の 3（旧第 7 条の 3 の 2 の改正に係る）所用の改正

※地方税法附則第 34 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(15) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 17 条の 2 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正

※地方税法附則第 34 条の 2

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）※令和 10 年 1 月 1 日（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正の部分に限る。）

(16) 短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 18 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第 5 条の 4 の削除に伴う（条例附則第 7 条の 3（旧第 7 条の 3 の 2 の改正に係る）所用の改正

※地方税法附則第 35 条第 8 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(17) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 19 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・法附則第 5 条の 4 の削除に伴う（条例附則第 7 条の 3（旧第 7 条の 3 の 2 の改正に係る）所用の改正

※地方税法附則第 35 条の 2 第 8 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(18) 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 19 条の 3 関係]

○法規定の新設にあわせて新設

- ・ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設

※地方税法附則第 35 条の 3 の 6

施行日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(19) 先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 20 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う（条例附則第 7 条の 3（旧第 7 条の 3 の 2 の改正に係る）所用の改正

※地方税法附則第 35 条の 4 第 5 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(20) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 20 条の 2 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う（条例附則第 7 条の 3（旧第 7 条の 3 の 2 の改正に係る）所用の改正

※外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 8 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(21) 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例に係る規定の整備

[附則第 20 条の 3 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う（条例附則第 7 条の 3（旧第 7 条の 3 の 2 の改正に係る）所用の改正

※租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2 第 11 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

3. 固定資産税関係

(22) 固定資産税の免税点の改正に係る規定の整備

[第 63 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点の引上げに伴う規定の整備

※地方税法第 351 条

施行日：令和 9 年 4 月 1 日

(23) 法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合に係る規定の整備

[附則第 10 条の 2 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・項ズレの反映
- ・法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定めるわがまち特例の割合の改正
- ・改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設

※地方税法附則第 15 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(24) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の整備

[附則第 10 条の 3 第 7 項～第 9 項、第 11 項～第 13 項関係]

○法令の改正にあわせて改正

- ・項ズレの反映
- ・改修特別特定建築物のうち税額の減額措置の拡充のための改正

※地方税法附則第 15 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

4. 軽自動車税関係

(25) 軽自動車税の納税義務者等に係る規定の整備

[第 80 条第 1 項～第 3 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う納税義務者等の規定の改正

※地方税法第 443 条第 1 項～第 3 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(26) 軽自動車税のみならず課税に係る規定の整備

[第 81 条第 1 項～第 4 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う見なす課税の規定の改正

※地方税法第 444 条第 1 項～第 4 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(27) 環境性能割の課税標準に係る規定の整備

[第 81 条の 3 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う環境性能割の課税標準に係る規定の削除

※地方税法第 450 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(28) 環境性能割の税率に係る規定の整備

[第 81 条の 4 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う環境性能割の税率に係る規定の削除

※地方税法第 451 条第 1 項～第 6 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(29) 環境性能割の徴収の方法に係る規定の整備

[第 81 条の 5 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う環境性能割の徴収の方法に係る規定の削除

※地方税法第 453 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(30) 環境性能割の申告納付に係る規定の整備

[第 81 条の 6 第 1 項・第 2 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う環境性能割の申告納付に係る規定の削除

※地方税法第 454 条第 1 項・第 2 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(31) 環境性能割に係る不申告等に関する過料に係る規定の整備

[第 81 条の 7 第 1 項～第 3 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う環境性能割に係る不申告等に関する

過料に係る規定の削除

※地方税法第 457 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(32) 環境性能割の減免に係る規定の整備

[第 81 条の 8 第 1 項・第 2 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う環境性能割の減免に係る規定の削除

※地方税法第 461 条

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(33) 種別割の税率に係る規定の整備

[第 82 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

※地方税法第 463 条の 15 第 1 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(34) 種別割の賦課期日及び納期に係る規定の整備

[第 83 条第 1 項・第 2 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

※地方税法第 463 条の 16、第 463 条の 17

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(35) 種別割の徴収の方法に係る規定の整備

[第 85 条関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

※地方税法第 463 条の 18 第 1 項～第 3 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(36) 種別割に関する申告又は報告に係る規定の整備

[第 87 条第 1 項～第 3 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正
- ・施行規則に定める様式の枝番号ズレの反映

※地方税法第 463 条の 19 第 1 項・第 2 項、第 463 条の 20 第 1 項・第 2 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(37) 種別割に係る不申告等に関する規定の整備

[第 88 条関係]

○法律改正にあわせて改正

・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

※地方税法第 463 条の 21、第 463 条の 22 第 1 項～第 3 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(38) 種別割の減免に係る規定の整備

[第 89 条第 1 項～第 3 項関係]

○法律改正にあわせて改正

・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

※地方税法第 463 条の 23

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(39) 身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定の整備

[第 90 条第 1 項・第 2 項、第 4 項・第 5 項関係]

○法律改正にあわせて改正

・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

・字句の修正

※地方税法第 463 条の 23

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(40) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に係る規定の整備

[第 91 条第 2 項・第 7 項関係]

○法律改正にあわせて改正

・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正

・項ズレの反映

※地方税法第 463 条の 18 第 3 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(41) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の整備

[附則第 15 条の 2 第 1 項～第 4 項関係]

○法律改正にあわせて改正

・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う賦課徴収の特例に係る規定の削除

※地方税法附則第 29 条の 9 第 1 項～第 5 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

(42) 軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例に係る規定の整備

[附則第 15 条の 3、第 15 条の 3 の 2 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う非課税及び減免の特例に係る規定の削除

※地方税法附則第 29 条の 10 第 1 項・第 2 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

（43）軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例に係る規定の整備

[附則第 15 条の 4 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う申告納付の特例に係る規定の削除

※地方税法附則第 29 条の 11

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

（44）軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付に係る規定の整備

[附則第 15 条の 5 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う徴収取扱費の交付に係る規定の削除

※地方税法附則第 29 条の 16 第 1 項・第 2 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

（45）軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定の整備

[附則第 15 条の 6 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う税率の特例に係る規定の削除

※地方税法附則第 29 条の 18 第 1 項・第 2 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

（46）軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の整備

[附則第 16 条第 1 項～第 4 項関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う種別割の税率の特例に係る規定の改正

※地方税法附則第 30 条第 1 項～第 4 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

（47）軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の整備

[附則第 16 条の 2 関係]

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う賦課徴収の特例に係る規定の改正

※地方税法附則第 30 条の 2 第 1 項～第 3 項

施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

- (48) 軽自動車税の種別割の税率及び種別割の税率の特例に係る規定の整備
[更別村税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年更別村条例第 10 号）附則第 6 関係]
○法律改正にあわせて改正
・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割から軽自動車税に改正
※地方税法第 463 条の 15 第 1 項、地方税法附則第 30 条
施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

5. その他

- (49) 納税証明事項に係る規定の整備
[第 18 条の 3 関係]
○法律改正にあわせて改正
・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う納税証明事項の改正
※地方税法施行規則第 1 条の 9
施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）
- (50) 納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に係る規定の整備
[第 19 条第 1 項関係]
○法律改正にあわせて改正
・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定の改正
※地方税法第 463 条の 2 第 1 項、第 463 条の 24 第 1 項
施行日：公布の日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）

資 料（議案第50号）

- 1 入札日時 令和8年4月21日 午前10時00分
- 2 指名業者 川田工業 株式会社
加藤建設 株式会社
栗林建設 株式会社
昭和工業 株式会社
高堂建設 株式会社 南十勝支店
徳井建設工業 株式会社
株式会社 山内組
- 3 工事内容 工事延長 L=400.00m
路盤工 凍上抑制層 切込砂利 ϕ 0～80mm級
t=78cm
下層路盤工 切込砂利 ϕ 0～40mm級
t=15cm
上層路盤工 アス安定処理（再生50%）
t=5cm
その他付帯工一式
- 4 工 期 契約締結の日から令和8年9月30日まで

資 料（議案第51号）

- 1 入札日時 令和8年4月14日 午前10時00分
- 2 指名業者 有限会社 石村車輛整備工場
株式会社 ティー・ワイ
有限会社 林自動車整備工場
株式会社 ヤマジョウ
- 3 仕様内容 乗用芝刈り機 1台
- 4 納入期限 契約締結の日から令和8年11月30日まで